

平成 18 年 10 月 31 日

宮城県公安委員会 御中

仙台市民オンブズマン
代表 坂野智憲
(仙台市青葉区立町 1 1 - 1 7 - 101
坂野法律事務所)

審査請求についての申入れ

第 1 申入れの趣旨

宮城県情報公開審査会は、平成 18 年 9 月 29 日、貴会の諮問に対して答申した（情公審第 28 号）。答申では、「本件行政文書に記録されている情報提供者等が実在し、当該行政文書に記録されているとおりに報償費が支出されているかどうかについて、捜査協力者に犯罪捜査協力報償費を渡した捜査員から直接聴取するなど、考えられ得るあらゆる手段方法を尽くして検証し、検証過程を具体的かつ詳細に公表した上で、裁決を行うこと」が強く要請された。

仙台市民オンブズマンは貴会に対し、最も直截な確認方法である犯罪捜査協力者とされる者から公安委員自らが直接事情聴取する方法を含め、上記答申を尊重した裁決手続を行うよう申し入れる。

第 2 申入れの理由

- 1 仙台市民オンブズマンは、情報公開条例（平成 16 年宮城県条例第 74 号による改正前のもの）第 4 条の規定に基づき、宮城県警察本部長に対し、平成 16 年 11 月 29 日、「平成 12 年度分の警察本部少年課及び交通指導課の捜査報償費（県費）支出に関する財務会計帳票及び支出証拠書類全て」についての開示の請求を行ったが、これに対しては平成 16 年 12 月 24 日、一部を除いて開示するとの部分開示決定がなされた。そこで、非開示処分部分の取消を求めて貴会に対する審査請求を行った。この審査請求に関して、貴会は宮城県情報公開審査会に諮問し、同審査会は、平成 18 年 9 月 29 日付けで答申した。
- 2 犯罪捜査報償費に関しては、本県はもとより他の都道府県においても架空支出疑惑が噴出している。上記答申においても、「全国各地の警察本部における犯罪捜査協力報償費の不適正支出の問題やその訴訟の状況からは、本県における犯罪捜査協力報償費について、情報提供者等が実在し、支出関係書類どおりに犯罪捜査協力報償費が支出されているかどうかについて、

完全に疑念を払拭することができない」と指摘されている。

- 3 宮城県情報公開審査会による上記答申は、その審議過程において「インカメラ審査」を行った上で、「a. 個々の事案において、犯罪捜査協力報償費を支払うことが必要であると判断した具体的事情が不明であるため、犯罪捜査協力報償費を支払った場合と支払わなかった場合との事情の違いが判然としないこと、b. 通常は犯罪捜査協力報償費を支払ってまで情報を得る必要がないと思われる捜査活動においても情報提供者等に犯罪捜査協力報償費が支払われていることが見受けられること、c. 警察本部において、犯罪捜査協力報償費の支出関係書類が一般的な支出関係書類より秘匿性が高いものとして厳重に取り扱われているのであれば、情報提供者等の保護を図るため情報の記載を抽象化する必要が全くないにもかかわらず、情報提供者等に係る一般的記載事項の中に、一部の情報の記載を省略することにより、抽象化されている情報が見受けられること、d. 情報提供者等からの領収書がほとんどなく、領収書があった場合でも領収書に記載された情報提供者等に関する情報が十分でないこと、e. 犯罪捜査協力報償費の金額がほぼ定型化・類型化していること、などの点から、本件行政文書に記録されている情報が真正のものであること、すなわち情報提供者が実在し、本件行政文書どおりに犯罪捜査協力報償費が支出されていることについて心証を形成するに至らなかった。」との指摘を行った。

さらに犯罪捜査報償費の個別執行額や支出事由など多くの非開示部分について開示が相当であるとの判断をしている。

- 4 上記「答申」は、「附帯意見」として、全国各地の警察本部における犯罪捜査協力報償費の不適正支出の問題等を引用しながら、「全国各地の警察本部における犯罪捜査協力報償費の不適正支出の問題やその訴訟の状況からは、本県における犯罪捜査協力報償費について、情報提供者等が実在し、支出関係書類どおりに犯罪捜査協力報償費が支出されているかどうかについて、完全に疑念を払拭することができない」とした上で、貴会に対し、「本件の諮問実施機関である公安委員会は実施機関の上級行政庁であり、警察本部を管理する権限と責任に基づき、捜査上の秘密に属する事項についても十分に精査し得る立場にあるのであるから、公安委員会は、本件の犯罪捜査協力報償費についても、調査及び審理を尽くした上で適切な裁決を行うべきである。」、「審査会は、公安委員会に対し、本件行政文書に記録されている情報提供者等が実在し、本件行政文書に記録されているとおりに犯罪捜査協力報償費が支出されていたことについて、例えば、情報提供者等に犯罪捜査協力報償費を渡した捜査員から直接聴取するなど、実施機関の上級行政庁として、考えられ得るあらゆる手段方法を尽くして検証し、さらに、その検証経過を具体的かつ詳細に公表するなどした上で裁決を行い、県民の知る権利に答えて、公金支出についての説明責任を果たすこと

を、あらためて強く望むものである。」と意見を述べた。

貴会には、本県情報公開条例第 16 条により宮城県情報公開審査会における上記答申を尊重する義務があるのであるから、合理的理由がない限り附帯意見として述べられている上記の意見内容を実行すべきである。

- 5 宮城県警における犯罪捜査協力報償費支出に関する行政文書の非開示処分に関する別件の審査請求において、宮城県情報公開審査会は平成 16 年 9 月 30 日付けの答申(答申第 58 号)を出した。その答申で、貴会に対し、その権限と責任に基づいて調査をした上で県民に対する説明責任を果たすべきことを求めた。

しかし貴会は、「『宮城県警察の会計監査に関する訓令』に基づき実施された会計監査結果(監査対象には本件で請求されている平成 11 年度の犯罪捜査協力報償費も含まれている)の報告を受けたほか、処分庁職員に対し必要な説明を求めるなどの調査を行い、本件行政文書どおりに犯罪捜査協力報償費が支出されていたことの心証を得た」とするのみで、答申が求めた調査を全くしないままに平成 17 年 4 月 27 日付け裁決を行った。

部分開示処分を相当とした結論部分の是非はともかく、このような裁決はその手続において違法である。すなわち実施機関には条例上答申を尊重する義務があるものであり、本件のように答申内容が不服申立ての審理における事実調査の内容や方法に及ぶ場合には、実施機関としてはまず答申の求める事実調査の内容や方法について何故そのような内容の答申が出されたかについて十分調査しなければならない。その上で、そのような事実調査の実施の可否、実施の適否について具体的な検討を行わねばならない。公安委員会に即していえば公安委員会の議題として提示し、事前に答申の内容を各委員に周知させた上で、委員の間でこの点についての協議がなされねばならない。そして協議においてもし答申の求める事実調査の内容や方法を採用しないということになった場合には、その具体的な理由について記録に残し、審査会に対して説明できるようにしておかなければならない。なぜなら情報公開条例 16 条に関する運用指針では、「答申どおりに不服申し立てに対する決定または裁決を行わなかった場合は、諮問実施機関は審査会に対しその理由を説明しなければならない」として、答申尊重義務の実効性を担保しようとしているからである。

しかるに上記裁決では、公安委員会が答申の求める事実調査の内容や方法について何故そのような内容の答申が出されたかについて調査した上で、そのような事実調査の実施の可否、実施の適否について具体的な検討がなされた形跡は全くない。公安委員会の裁決書でもこの点については全く触れられていない。

しかも本件裁決後に情報公開審査会が、上記運用基準に基づき、公安委員会委員長に対して本件裁決に至るまでの手続きや判断理由等を説明するよう求めたのに対し、同委員長からは裁決書で説明していることにつき

ると考えているので審査会への出席は控えたいとの回答がなされ、説明は口頭でも文書でもなされていない。

さらに情報公開審査会が本件裁決について情報公開条例に基づく「建議」をしたにもかかわらず、公安委員会は何らの対応もしていない。

もちろん情報公開審査会の答申が誤っている場合も考えられる。それゆえ「答申に従う義務」ではなく「答申を尊重する義務」として条例は規定しているのである。であればこそ諮問実施機関はもし答申が誤っている、あるいは誤っていないまでも不適切であると判断するならば、そのことを根拠を示して情報公開審査会ひいては県民に説明しなければならないのである。

そもそも条例において不服申立てを受けた実施機関は必ず情報公開審査会に諮問し、その答申を尊重して裁決しなければならないとされたのは、実施機関の独善を排除し、情報公開についての専門家、有識者、一般県民の意見を反映させることによって情報公開制度の実効性を担保しようとする趣旨である。前回の貴会の裁決のように情報公開審査会の答申を一顧だにしようとし、その後の説明要求にも建議にも全く対応しないという姿勢は情報公開制度を否定するものである。

言うまでもなく宮城県警を管理する権限と責任を有するのは公安委員会以外には存在しない。その公安委員会が警察の言うがままの存在であってはならない。警察の裏金疑惑が全国各地で噴出し、本県では前知事からすら裏金疑惑を指摘されて捜査報償費の執行停止までされている。そのような状況の下で裏金疑惑解明のための行動を全くしようとし、しない貴会の姿勢は県警を管理する職責の放棄にほかならない。県公安委員は県知事が任命するものであるが、それは県民が選出した県知事に任命させることによって警察に民主的コントロールを及ぼそうとの趣旨である。従って公安委員は県民に対して警察をコントロールするという重大な責任を負っているのである。前回の貴会の裁決は情報公開制度の否定であり、自らの職責の放棄であり、県民に対する裏切り行為である。

仙台市民オンブズマンとしては、貴会が再び前回のような誤りを犯すことなく、自ら判断し、自ら行動し、自らの職責を全うして県民の負託に応えるよう切望するものである。

以上